

自動車リサイクル法関連事業者の手引き

目 次

1	自動車リサイクル法の用語の定義	2
2	使用済自動車の再資源化等の実施	3
3	関連事業者の移動報告等	5
4	自動車リサイクル法全体の流れ	8
5	廃棄物処理法との関係	9
6	関連事業者の登録・許可	10
7	登録・許可後の諸手続	12
8	関連事業者に対する指導等	12
9	申請手続・問い合わせ窓口	15

1 自動車リサイクル法用語の定義

使用済自動車の再資源化等に関する法律を「法」という。
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令を「政令」という。
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を「主務省令」という。

(1) 自動車（法第2条第1項）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

- ・ 被けん引車
- ・ 二輪車（原動機付自転車、側車付きのものを含む）
- ・ 大型特殊自動車、小型特殊自動車（フォークリフト、ブルドーザ、農耕トラクタ等）
- ・ その他、政令、主務省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

(2) 使用済自動車（法第2条第2項）

自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

(3) 解体自動車（法第2条第3項）

使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

(4) 特定再資源化物品（法第2条第4項）

自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。

(5) 自動車破碎残さ（法第2条第5項）

解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。

(6) 指定回収物品（法第2条第6項）

エアバックその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器をいう。

(7) 再資源化（法第2条第9項）

次に掲げる行為をいう。

- ① 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為
- ② 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(8) 再資源化等（法第2条第10項）

再資源化及びフロン類の破壊（フロン類法第69条第4項の規定による破壊をいう）。

以下同じ。)をいう。

(9) 関連事業者（法第2条第17項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者をいう。

① 引取業（法第2条第11項）

自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて法第42条第1項の登録を受けた者をいう。

② フロン類回収業（法第2条第12項）

使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて法第53条第1項の登録を受けた者をいう。

③ 解体業（法第2条第13項）

使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて法第60条第1項の許可を受けた者をいう。

④ 破砕業（法第2条第14項）

解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて法第67条第1項の許可を受けた者をいう。

2 使用済自動車の再資源化等の実施

(1) 法の目的（法第1条）

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 関連事業者の責務（法第4条）

① 使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

② 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが行われるよう努めなければならない。

(3) 引取業者の再資源化等の実施

① 引取業者の引取義務（法第9条）

使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認し、正当な理由がある場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

② **引取業者の引渡義務**（法第10条）

使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(4) **フロン類回収業者の再資源化等の実施**

① **フロン類回収業者の引取義務**（法第11条）

引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

② **フロン類回収業者の回収義務**（法第12条）

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

③ **フロン類回収業者のフロン類の引渡義務**（法第13条）

フロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

また、フロン類を引き渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

④ **フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務**（法第14条）

フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。

(5) **解体業者の再資源化等の実施**

① **解体業者の引取義務**（法第15条）

引取業者から使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

② **解体業者の再資源化実施義務等**（法第16条）

ア 引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

イ 再資源化は、再資源化に関する基準に従い、行わなければならない。

使用済自動車の再資源化に関する基準（主務省令第9条）

- ① 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等を自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること。
- ② 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること。
- ③ 回収した部品、材料その他の有用なものについては、再資源化を行うまでの間、適正に保管するよう努めること。

ウ エアバック類を回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければならない。この

場合において、当該自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

エ 引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。

オ 解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡し的事实を証する書面を引渡しの日から5年間保存しなければならない。

解体自動車全部利用者への引渡し的事实を証明する書面（主務省令第11条）

解体自動車全部利用者が作成した書面であって、以下の事項が記載されたもの。

- ・ 解体業者又は破砕業者の氏名又は名称
- ・ 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・ 解体自動車全部利用者が解体自動車を引き取った年月日
- ・ 解体自動車の車台番号

カ 引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(6) 破砕業者の再資源化等の実施（破砕前処理の場合）

① 破砕業者の引取義務（法第17条）

解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

② 破砕業者の再資源化実施義務等（法第18条）

ア 引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

イ 破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。

3 関連事業者の移動報告等

(1) 関連事業者の移動報告等

① 引取業者

ア 再資源化料金等の預託確認（法第9条）

使用済自動車を引き取るときは、再資源化料金、情報管理料金、資金管理料金が預託されているか確認しなければならない。

イ 書面交付（法第80条第1項）

使用済自動車を引き取るときは、最終所有者に対し、引取業者の氏名又は名称、車体番号等を記載した書面を交付しなければならない。

ウ 引取実施報告（法第81条第1項）、引渡実施報告（法第81条第2項）

使用済自動車を引き取ったとき、又は引き渡したときは、引き取った日、又は引き渡した日から3日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

② フロン類回収業者

ア 引取実施報告（法第 8 1 条第 3 項）、引渡実施報告（法第 8 1 条第 6 項）

使用済自動車を引き取ったとき、又は引き渡したときは、引き取った日、又は引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

イ フロン類の引渡実施報告（法第 8 1 条第 4 項）

自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

※ 上記とは別に、年度ごとのフロン類の再利用等に関する実績報告も必要

③ 解体業者

ア 引取実施報告（法第 8 1 条第 7 項）、引渡実施報告（法第 8 1 条第 9 項）

使用済自動車を引き取ったとき、又は解体自動車を引き渡したときは、引き取った日、又は引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

イ エアバック類の引渡実施報告（法第 8 1 条第 8 項）

自動車製造業者等又は指定再資源化機関にエアバック類を引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

④ 破砕業者（破砕前処理の場合）

引取実施報告（法第 8 1 条第 1 0 項）、引渡実施報告（法第 8 1 条第 1 1 項）

解体自動車を引き取ったとき、又は引き渡したときは、引き取った日、又は引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければならない。

(2) 確認通知・遅延報告（法第 8 8 条）

① 引取実施報告後引渡実施報告がない場合

ア 確認通知

情報管理センターは、引取実施報告を受けた後一定の期間（確認通知までの期間）内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

イ 遅延報告

情報管理センターは、確認通知を行った後 1 0 日を経過してもなお引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、適正に処理されていないおそれがある旨を当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称等を宮崎県知事に報告する。

	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	3 0 日	左記 + 1 0 日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	2 0 日	
解体業者	1 2 0 日	
破砕業者	3 0 日	

② 引渡実施報告後引取実施報告がない場合

ア 確認通知

情報管理センターは、引渡実施報告を受けた後一定の期間（確認通知までの期間）内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡を受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

イ 遅延報告

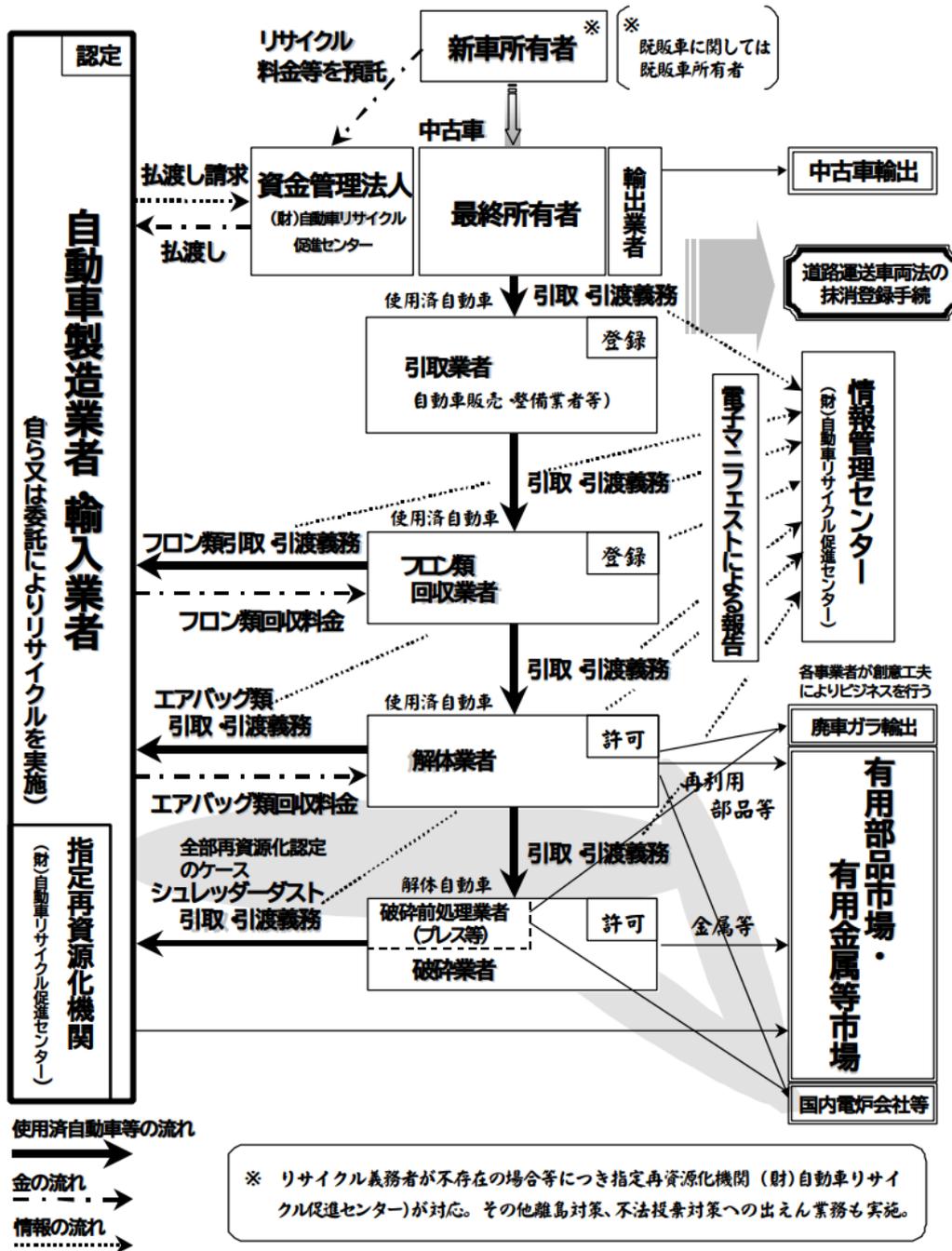
情報管理センターは、確認通知を行った後3日を経過しても引渡を受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、適正に処理されていないおそれがある旨を当該引渡実施報告を行った者の氏名又は名称等を宮崎県知事に報告する。

引取実施報告をすべき者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者	5日	左記+3日

4 自動車リサイクル法全体の流れ

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

通称：自動車リサイクル法)



5 廃棄物処理法との関係

(1) 廃棄物処理法の適用

① 廃棄物処理基準の適用（法第121条）

使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品は、すべて廃棄物とみなして、廃棄物処理法の処理（収集若しくは運搬又は処分）基準を適用する。

② 処理基準・受託基準・名義貸し禁止の適用（法第122条第7項～第9項）

ア 引取業者及びフロン類回収業者は、一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者とみなされ、廃棄物処理基準及び廃棄物収集運搬業許可の名義貸し禁止の適用を受ける。

イ 解体業者は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物収集運搬業者とみなされ、廃棄物処理基準及び受託基準並びに廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受ける。

ウ 破碎業者は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物収集運搬業者とみなされ、産業廃棄物処理基準及び受託基準並びに産業廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受ける。

③ 再委託の基準の適用（法第122条第12項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、事業者が排出する産業廃棄物である使用済自動車産業廃棄物又は解体自動車の運搬を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の再委託の基準を遵守しなければならない。

④ 改善命令の適用（法第122条第10項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなされ、廃棄物処理法の改善命令が適用される。

(2) 廃棄物処理法の特例

① 処理業許可の特例（法第122条第1項～第3項）

ア 引取業者・フロン類回収業者

引取業者又はフロン類回収業者は、引取又は引渡に係る使用済自動車を自ら収集運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となる。

イ 解体業者

解体業者が使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為をする場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となる。

ウ 破碎業者

破碎業者が破碎業の許可を受けた事業の範囲内で解体自動車の再資源化に必要な行為を行う場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となる。

② 委託基準の特例（法第122条第13項）、産業廃棄物管理票の特例（法第122条第14項）

次の場合は、廃棄物処理法の基準は適用しない。

ア 事業者が引取業者に使用済自動車産業廃棄物を引き渡す場合

イ 解体業者が指定回収物品を自動車製造業者等に引き渡す場合

ウ 解体業者が引き取った使用済自動車を解体し、その解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合

エ 破砕業者（破砕前処理のみ）が破砕前処理後の解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合

(3) **使用済自動車一般廃棄物の再委託の基準**（法第122条第11項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者は、使用済自動車一般廃棄物の収集運搬を他人に委託する場合は、使用済自動車一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる者に委託し、受託した者は、自ら収集運搬しなければならない。

6 関連事業者の登録・許可

(1) **登録・許可の種類**（法第42条、法第53条、法第60条、法第67条）

- ① **引取業者・フロン類回収業者の登録**
- ② **解体業・破砕業の許可**

(2) **登録・許可の新規申請**

宮崎県内（宮崎市の区域を除く）において、引取業者及びフロン類回収業者の登録若しくは解体業及び破砕業の許可を新たに受けようとする場合には、宮崎県知事への申請が必要である。

次のような場合は、新規申請が必要となる。

- ① 個人業者が、配偶者や子などに事業を承継するとき。
- ② 個人事業者が、法人に変更するとき。
- ③ 法人事業者が、商法又は有限会社法に基づかない法人格の変更をするとき。
- ④ 法人の合併などに伴って存続する法人が登録・許可を受けていないとき。

(3) **登録・許可の更新申請**

登録・許可の有効期間は5年間であるため、期間満了後も引き続き業を行おうとする場合は、更新申請を行い、新たに登録・許可を受ける必要がある。

(4) **登録・許可の基準**

① **引取業者の登録の基準**

ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有すること、若しくは確認できる体制を有すること。

イ 欠格要件に該当しないこと。

② **フロン類回収業者の登録の基準**

ア フロン類回収設備を有すること、及びその設備の種類が回収するフロン類の種類に対応したものであること。

イ 欠格要件に該当しないこと。

③ **解体業の許可の基準**

ア 施設基準

施設	基準
使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設	・ 外部からの侵入防止と保管区域明確化のために、囲いを設置すること。 ・ 原則として、床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透防止措置を講ずること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、廃油の事業所からの流出防止のため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること。
燃料採取場所（解体作業場以外の場所で抜き取る場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透防止措置を講ずること。 ・廃油の事業所からの流出を防止するため、ためます等及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
解体作業場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、燃料以外の廃油・廃液を回収することができる装置を有すること。 ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透防止措置を講ずること。 ・原則として、廃油の事業所からの流出防止のため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること。 ・原則として、雨水等による廃油・廃液の事業所からの流出防止のため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。
取り外した部品を保管するための設備	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透防止措置を講ずること。 ・原則として、雨水等による廃油・廃液の事業所からの流出防止のため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。
解体自動車を保管するための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止と保管区域明確化のために、囲いを設置すること。

イ 能力基準

- ・ 処理の方法等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること。

ウ 欠格要件に該当しないこと。

④ 破砕業の許可の基準（破砕前処理の場合）

ア 施設基準

施設	基準
解体自動車を破砕前処理するまでの間保管するための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止と保管区域明確化のために、囲いを設置すること。
破砕前処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。
破砕前処理した後の解体自動車を保管するための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止と保管区域明確化のために、囲いを設置すること。

イ 能力基準

- ・ 処理の方法等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難ではないと確認できること。

ウ 欠格要件に該当しないこと。

7 登録・許可後の諸手続

(1) 変更届出（法第46条、法第57条、法第63条、法第71条）

関連事業者は、住所、氏名、役員及び設備内容などを変更した場合、変更届出書に必要書類を添えて30日以内に宮崎県知事に提出しなければならない。

(2) 廃業等の届出（法第48条第1項（法第59条）、法第64条（法第72条））

関連事業者が廃業等をした場合は、廃業等届出書に必要書類を添えて、30日以内に宮崎県知事に届け出なければならない。

- ① 死亡した場合（届出者は、その相続人）
- ② 法人が合併により消滅した場合（届出者は、その法人の代表する役員であった者）
- ③ 法人が破産により解散した場合（届出者は、その破産管財人）
- ④ 業を廃止した場合（届出者は個人又は法人の場合は法人を代表する役員）

(3) 標識の提示（法第50条（法第59条）、法第65条（法第72条））

関連事業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦及び横それぞれ20cm以上の大きさに必要な事項を記載した標識を掲げなければならない。

※ 又は、登録通知書や許可証を公衆の見やすい場所に掲示する。

(4) 自動車リサイクルシステムへの登録

関連事業者は、自動車リサイクル法の登録・許可を受けた場合は、自動車リサイクルシステムに登録する必要がある。

※ 問い合わせ先：自動車リサイクルシステム事業者登録センター

（TEL：03-5673-7403）

自動車リサイクルコンタクトセンター

（TEL：03-5673-7396）

8 関連事業者に対する指導等

(1) 報告の徴収（法第130条第1項）

宮崎県知事は、この法律の施行に必要な限度において、関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(2) 立入検査（法第131条）

宮崎県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(3) 指導・助言等

① 再資源化に必要な行為に対する必要な指導及び助言（法第19条）

宮崎県知事は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

② 再資源化に必要な行為に対する必要な勧告及び命令（法第20条）

ア 宮崎県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

イ 宮崎県知事は、フロン類回収業者がフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）がフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

ウ 宮崎県知事は、上記の勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

③ 移動報告に関する勧告及び命令（法第90条第1項及び第3項）

ア 宮崎県知事は、引取業者による書面の交付、関連事業者の移動報告又は引取業者に対する照会の申出の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

イ 宮崎県知事は、勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 関連事業者に対する登録・許可の取消し等

① 引取業者に対する登録の取消し等（法第51条）

宮崎県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア 不正の手段により登録（登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が法第45条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

ウ 欠格要件のいずれかに該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

② フロン類回収業者に対する登録の取消し等（法第58条）

宮崎県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止

を命ずることができる。

ア 不正の手段により登録（登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第56条第1項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

ウ 欠格要件のいずれかに該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

③ **解体業（破砕業）の許可の取消し等（法第66条（法第72条））**

宮崎県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 不正の手段により許可（許可の更新を含む。）を受けたとき。

ウ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第62条第1項第1号（法第69条第1項第1号）の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

エ 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) **罰則**

① **3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第137条）**

再委託の基準に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者

② **1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（法第138条）**

ア 登録を受けずに引取業又はフロン類回収業を行った者

イ 不正な手段により引取業又はフロン類回収業の登録を受けた者

ウ 許可を受けずに解体業又は破砕業を行った者

エ 不正な手段により解体業又は破砕業の許可を受けた者

オ 事業の範囲の変更を受けずに破砕業を行った者

カ 事業の停止命令に違反した者

③ **50万円以下の罰金（法第139条）**

ア 解体自動車を解体自動車全部利用者に引き渡し、引き渡した事実を証する書面を5年間保存しなかった者

イ 措置命令に違反した者

④ **30万円以下の罰金（法第140条）**

ア 変更の届出をせず、又は虚位の届出をした者

イ 廃業等の届出をせず、又は虚位の届出をした者

ウ 報告の徴収に対する報告をせず、又は虚位の報告をした者

エ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

⑤ **両罰規定（法第142条）**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第137条、法第138条第1号から第6号まで、法第1

39条又は法第140条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

⑥ 10万円以下の罰金（法第143条）

事業所ごとに標識を掲げていない者

9 申請手続・問い合わせ窓口

窓 口		住 所	電 話 番 号
宮 崎 県	中央保健所	宮崎市霧島 1-1-2	0985-28-2111
	日南保健所	日南市吾田西 1-5-10	0987-23-3141
	都城保健所	都城市上川東 3-14-3	0986-23-4504
	小林保健所	小林市大字堤 3020-13	0984-23-3118
	高鍋保健所	高鍋町大字蚊口浦 5120-1	0983-22-1330
	日向保健所	日向市北町 2-16	0982-52-5101
	延岡保健所	延岡市大貫町 1-2840	0982-33-5373
	高千穂保健所	高千穂町大字三田井 1086-1	0982-72-2168
	循環社会推進課 (問い合わせのみ)	宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7083
	宮崎市環境指導課	宮崎市橘通西 1-1-1	0985-21-1761